

宮津市人権教育・啓発推進計画 (第2次)

概要版

2016年(平成28年)

はじめに

■ 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948年(昭和23年)12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、この宣言を具体化するため、「国際人権規約」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

2006年(平成18年)には、「人権教育のための世界計画」が採択され、2015年(平成27年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた第3フェーズ行動計画(2015年(平成27年)~2019年(平成31年))の取組が進められています。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年(平成6年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」(1995年(平成7年)から2004年(平成16年)まで)の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人権や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

■ 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を批准するとともに、その趣旨に基づいた国内法が整備され、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年(昭和40年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行されました。同法第4条において、「国は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されており、これに基づき2002年(平成14年)3月に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律など、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

計画の基本的な考え方

■ 計画改定の趣旨

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に加えて、近年は、社会情勢や国際情勢の刻々と変化する中で、人々の意識の変化も相まって、インターネットを介しての違法・有害情報の流布など、新たな問題が顕在化しています。

基本的権利を保障するため、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別の発生等の人権侵害の根絶に向けた取組を推進し、人権尊重が日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を実現していかねばなりません。

こうしたことから、宮津市において、これまでの成果や課題を踏まえて、人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本指針となる「宮津市人権教育・啓発推進計画」を改定するものです。

■ 計画の目標及び性格等

□ 計画の目標

「人権という普遍的文化の構築～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重される社会

一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる社会

一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う社会

□ 計画の位置づけ

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、宮津市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

□ 計画の期間

この計画の計画期間は2016年(平成28年)4月から2026年(平成38年)3月までとします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

□ 計画の推進体制

宮津市人権教育・啓発推進本部を設置し、総合的にこの計画を推進します。

この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。また、関係団体、企業、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体が協働して推進する体制の構築を目指すとともに、広域的な啓発推進の立場から京都府や近隣市町村と連携を図ります。

この計画の推進状況については、適宜、外部の有識者により構成する宮津市人権教育・啓発推進検討委員会からの意見を聴取し、施策の改善等に努めます。

人権問題の現状・課題と取組の方向

■ 人権問題ごとの人権教育・啓発の推進

項 目	現状・課題と取組の方向										
同和問題	<p>同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な問題です。住宅・道路等の生活環境をはじめとする物的な基盤整備については、これまでの取組により、大きく改善されましたが、依然として、偏見や差別意識が根強く残っています。</p> <div data-bbox="454 537 1332 862" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>同和問題は時間が解決してくれるのでそっとしておくのがよい。</p> <table border="1"> <caption>同和問題に関する市民意識調査結果</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>そっとしておくのがよい</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>そう思わない</td> <td>40.4%</td> </tr> <tr> <td>そう思う</td> <td>27.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年度宮津市人権に関する市民意識調査結果より</p> </div> <p>同和問題は、そっとしておけば自然になくなるものではありません。いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方ではなく、同和問題について正しく理解すること、そして、昔からの習わしや偏見、世間体などに惑わされず、日常の生活や行動を人権尊重の視点から見つめ直し、人権が真に尊重される地域社会を創っていきましょう。</p> <p>【取組の方向】 人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進／ 一般施策の的確な運用／杉末会館の利活用による取組の推進</p>	回答	割合	そっとしておくのがよい	29.8%	そう思わない	40.4%	そう思う	27.4%	無回答	2.4%
回答	割合										
そっとしておくのがよい	29.8%										
そう思わない	40.4%										
そう思う	27.4%										
無回答	2.4%										
女 性	<p>性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。</p> <div data-bbox="391 1523 1204 1848" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>家庭生活は、妻が食事・育児を受け持ち、夫は妻子を養うのが一番よい。</p> <table border="1"> <caption>家庭生活に関する市民意識調査結果</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>そう思わない</td> <td>40.5%</td> </tr> <tr> <td>そう思う</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年度宮津市人権に関する市民意識調査結果より</p> </div> <div data-bbox="1228 1590 1444 1859" style="float: right;"> </div> <p>社会生活のさまざまな場面において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していきましょう。</p> <p>【取組の方向】 男女共同参画施策の推進／女性に対するあらゆる暴力の根絶／ハラスメント対策</p>	回答	割合	どちらともいえない	34.3%	そう思わない	40.5%	そう思う	21.9%	無回答	3.3%
回答	割合										
どちらともいえない	34.3%										
そう思わない	40.5%										
そう思う	21.9%										
無回答	3.3%										

項 目	現状・課題と取組の方向
-----	-------------

子 ども

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。また、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待の相談件数が、近年増加しています。


また、いじめ・暴力行為や体罰についても、常に注視すべき課題です。情報化の進展に伴ってSNSでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じています。

宮津市の児童虐待相談受付受理件数

	2012年度	2013年度	2014年度
件数(件)	29	28	34
実児童数(人)	61	61	76

子どもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを進めていきましょう。

【取組の方向】
子どもたちを健全に育む社会づくり／児童虐待対策の充実／いじめ、暴力行為、体罰等への対策／不登校の子どもへの支援／児童ポルノ対策／啓発等の推進



高 齢 者


超高齢社会を迎え、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待や身体拘束等により、人権が侵害される問題が懸念されます。また、年齢などにより高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲がある高齢者の雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。




	2012年度末	2013年度末	2014年度末
高齢化率	30.6%	37.4%	38.5%
認定割合	23.9%	24.1%	24.2%

高齢化率：65歳以上の人口の割合
認定割合：第1号被保険者に占める要介護等認定者数の割合
住民基本台帳人口及び外国人登録人口、介護保険事業状況報告より


高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会を創っていきましょう。

【取組の方向】
宮津市高齢者保健福祉計画・宮津市介護保険事業計画に基づく施策の推進／権利擁護／介護者支援／社会参加／福祉のまちづくり



項 目	現状・課題と取組の方向																				
障 害 の あ る 人	<p>障害の有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対しての誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。</p> <p>宮津市の障害者手帳所持者数 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="391 631 1115 857"> <thead> <tr> <th></th> <th>2012 年度末</th> <th>2013 年度末</th> <th>2014 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td>1,539</td> <td>1,546</td> <td>1,480</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>223</td> <td>230</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>101</td> <td>102</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>1,863</td> <td>1,878</td> <td>1,807</td> </tr> </tbody> </table>  <p>すべての人が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重され、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会を創っていきましょう。</p> <p>【取組の方向】 宮津市障害者計画・障害福祉計画に基づく施策の推進／権利擁護／社会参加／福祉のまちづくり／正しい知識の普及・啓発</p>		2012 年度末	2013 年度末	2014 年度末	身体障害者手帳	1,539	1,546	1,480	療育手帳	223	230	225	精神障害者保健福祉手帳	101	102	102	総数	1,863	1,878	1,807
	2012 年度末	2013 年度末	2014 年度末																		
身体障害者手帳	1,539	1,546	1,480																		
療育手帳	223	230	225																		
精神障害者保健福祉手帳	101	102	102																		
総数	1,863	1,878	1,807																		
外 国 人	<p>新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。</p> <p>また、近年、特定の国籍等の外国人を排除する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う社会を創っていきましょう。</p>  <p>【取組の方向】 多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進／ 外国籍市民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援</p>																				
さまざま な 人権問題	<p>ハンセン病 エイズ（A I D S、後天性免疫不全症候群） 難病 犯罪被害者等 ホームレス 性同一性障害、性的指向 刑を終えて出所した人 アイヌの人々、婚外子、識字問題 北朝鮮当局による拉致問題等</p> 																				

■ 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

項 目	現状と課題・取組の方向など
インターネット社会における人権の尊重	<p>インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなどさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。</p> <p>インターネットの仕組みと危険性を理解し、情報モラルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）を身につけていきましょう。</p> <p>【取組の方向】 教育・啓発の推進／悪質な情報発信への対応等</p> 
個人情報の保護	<p>情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。</p> <p>個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて、正しく理解しましょう。</p> <p>【取組の方向】 適正な取扱い／身元調査の防止</p>

人権教育・啓発の推進に関する施策

宮津市では、①一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発 ②共生社会の実現に向けた人権教育・啓発 ③生涯学習としての人権教育・啓発 ④自分のこととして考える人権教育・啓発に留意しながら、次の内容で人権教育・啓発の取組を進めていくこととしています。

- 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進
- 3 指導者の養成
- 4 人権教育・啓発資料等の整備
- 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施
- 6 京都府、近隣市町村及び関係団体等との連携

宮津市人権教育・啓発推進計画（第2次）

目標

「人権という普遍的文化の構築～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重される社会
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる社会
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う社会

施策

人権問題ごとの人権教育・啓発の推進

同和問題

女性

子ども

高齢者

障害のある人

外国人

さまざまな人権問題

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校 / 保育所(園)・幼稚園・認定こども園 / 企業・職場 / 地域社会 / 家庭

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員 / 医療関係者 / 保健・福祉関係者 / 消防職員 / 市職員 / メディア関係者等

京都府、近隣市町村
及び
関係団体等との連携

人権教育・啓発の推進に関する視点

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分ごととして考える人権教育・啓発

指導者の養成

効果的な手法による
人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発
資料等の整備

施策の推進：宮津市人権教育・啓発推進本部

評価・施策の点検：宮津市人権教育・啓発推進検討委員会

宮津市企画部企画政策課人権啓発係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話 0772-22-2121(代表) / FAX 0772-25-1691 / Email jinken@city.miyazu.kyoto.jp